

平成24年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年9月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成24年9月18日 午前10時00分			副議長 田 口 好 秋	
	散会	平成24年9月18日 午前10時44分			副議長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	欠

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	地域づくり・結婚支援課長	山口 久義
	副市長	中島 庸二	福祉課長	
	教育長	杉崎 士郎	健康づくり課長	
	総務部長	中島 直宏	農林課長	中島 憲郎
	企画部長	松尾 保幸	学校教育課長	神近 博彦
	健康福祉部長	江口 常雄	収納課長	
	産業振興部長	一ノ瀬 真	税務課長	
	建設部長	松尾 龍則	観光商工課長	山口 健一郎
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	健康福祉課長	
	会計管理者	三根 清和	茶業振興課長	宮崎 繁利
	総務課長	永江 邦弘	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	財政課長	筒井 保	環境下水道課長	
	市民課長	井上 親司	水道課長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	坂本 健二		

## 平成24年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成24年9月18日（火）

本会議第7日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案第66号 嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例について
- 日程第2 議案質疑  
議案第66号 嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例について
- 日程第3 討論・採決
- 議案第44号 嬉野市空き家等の適正管理に関する条例について
- 議案第45号 嬉野市合併振興基金条例について
- 議案第46号 嬉野市景観条例について
- 議案第47号 嬉野市行財政調査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 建設工事請負契約の締結について
- 議案第51号 建設工事請負変更契約の締結について
- 議案第66号 嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例について
- 議案第52号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第53号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第54号 平成24年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 建設工事請負変更契約の締結について
- 議案第65号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）

---

午前10時 開議

### ○副議長（田口好秋君）

それでは、改めまして皆さんおはようございます。心配された台風も、大した被害もなくほっとしておるところでございます。

本日は、追加議案の審議と、討論・採決を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

本日は、太田議長が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日、市長から日程第1、議案第66号 嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例について追加議案として提出され、議会運営委員会が開催されました。

日程第1. 議案第66号 嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

皆さんおはようございます。一昨日からの台風につきましては、大変御心配をおかけいたしました。警報発令以降、私どもは対策本部を立ち上げて警戒に当たったわけでございますけれども、幸いにいたしまして大きな被害等もなく、市内が全域、安定しておりましたことに改めてお礼を申し上げるところでございます。

また、以前から開催を続けておられました敬老会等につきましては、一部中止された地区もございましたけれども、開催地区につきましては、それぞれの議員の皆さん方、御都合をつけていただいて御出席いただき、励ましのお言葉等もいただいたところでございます、改めてお礼を申し上げるところでございます。

それでは、本日、本定例会に追加上程をお願いいたしました条例制定議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第66号 嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例につきましては、学校におけるいじめ及び暴力等の対策として、専門的な見地から検討する委員会を設置するため条例を制定するものでございます。

以上、議案の概要説明を終わりますが、議案の詳細な内容につきましては担当課長から説明させますので、なにとぞ慎重な御審議をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○副議長（田口好秋君）**

次に、細部説明を求めます。学校教育課長。

**○学校教育課長（神近博彦君）**

御説明を申し上げます。

さきの議案質疑の中で、神近議員から御指摘をいただきました条例化について検討をいたしました。その結果、いじめ問題等に関して改善を図るための適切な指導、助言を得るための外部機関という位置づけを行うには条例化が必要と判断し、嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例について追加提案をさせていただきました。

条例の概要について御説明をいたします。

第1条、この条例は、嬉野市立学校におけるいじめ及び暴力等の問題行動に関し、専門的な見地から検討を行い、改善を図るために支援委員会を設置するものです。

第2条、支援委員会は、嬉野市教育委員会の要請に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、適切な指導及び助言を行います。(1)いじめ問題等の実態把握及び改善策に関すること。(2)いじめ問題等の対策に関すること。

第3条、支援委員会の組織ですが、委員8人以内で組織し、教育委員会が委嘱します。その内容としては、(1)弁護士、(2)学識経験者、(3)臨床心理士、(4)警察関係者、このほか(5)教育委員会が適当であると認める者です。

委員の任期は2年とします。ただし、再任を妨げないこととしています。

委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

第4条、支援委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めます。

第5条、支援委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができません。

第6条、支援委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができます。

なお、この条例は、平成24年10月1日から施行するものであります。

以上が条例の概要です。

#### ○副議長（田口好秋君）

お諮りします。議案第66号 嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例については、委員会付託を省略し、引き続き日程第2として質疑を行い、本日、他の議案と討論・採決までを行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第66号は、委員会付託を省略し質疑、討論、採決を行うことに決定しました。

なお、これに伴い、議案第52号 嬉野市一般会計補正予算（第4号）の28ページ、教育費、1節、報酬、いじめ問題等発生防止支援協議会委員を支援委員会委員に訂正依頼がっておりますので、訂正ください。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。山下芳郎議員。

#### ○4番（山下芳郎君）

確認でございますけれども、今、教育課長のほうから条例化に伴うところの説明をお聞きしました。

その中で、先般の議案の中で私も質問をしながら確認をしたんですけれども、この委員会は、教育委員会から諮問なり相談を受けて、常設じゃない形でそこで協議をしながら、その返答を教育委員会に戻すという、要するに教育委員会と新しい委員会との立場というのは、そういったことで確認をしてよろしいんですねということと、当然そうなりますと、市民への一つの執行権的なことはこの中には入っていないということで認識してよろしいのかということでもあります。

以上、説明をお願いします。

#### ○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

**○学校教育課長（神近博彦君）**

まず、教育委員会との関係ですが、教育委員会から要請をし、その内容について教育委員会のほうで受けるという形になります。

また、その執行権ということでしたけれども、出されました意見等につきましてはそれを遵守し、市民、学校、保護者等への説明責任は教育委員会、学校がしっかり果たす必要があるというふうに考えております。（「はい、承知しました」と呼ぶ者あり）

**○副議長（田口好秋君）**

西村議員。

**○15番（西村信夫君）**

今回、設置条例をさっきいただきましたけれども、第3条について、委員会は8名以内で組織するというようなことで明記されておりますが、弁護士、学識経験者、臨床心理士、警察関係者、それから第5番目、教育委員会が適当であると認める者というようなことで明記されておりますが、それぞれ何名ずつ、ここに8名明記される予定でありますか、お尋ねしたいと思います。

**○副議長（田口好秋君）**

学校教育課長。

**○学校教育課長（神近博彦君）**

第3条に示しております弁護士、学識経験者、臨床心理士、警察関係者につきましては、各1名を想定しております。また、(5)につきましては4名を想定しております。

**○副議長（田口好秋君）**

西村議員。

**○15番（西村信夫君）**

第3条の3、臨床心理士ということでもありますけれども、臨床心理士というものは、市内に何名ぐらいいらっしゃるのか、どういうふうなことを委員としての職責を全うされるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

**○副議長（田口好秋君）**

教育長。

**○教育長（杉崎士郎君）**

市内に何名ぐらいということでございますけれども、嬉野市は嬉野温泉病院がございますので、その中に多くの方がいらっしゃいます。したがって、何名とまでは把握しておりません。しかし、そこを視野に入れております。したがって、やはりいじめ等であった場合に、いわゆるいじめを受けた場合の心理的なフォローをするための部分にケアをしていくということで考えておりますので、臨床心理士並びに精神科医というふうなことで幅を広げているところでございます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

臨床心理士というものは、心のケアということで心の問題にアプローチするというようなことで理解しますけれども、もう1点、第5番目ですが、教育委員会が「適当であると認める者」というものの「適当である」というのはどういうふうに値するのか、その点を含めて求めたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

第3条に具体的に挙げております以外に教育委員会で考えておりますのでいきますと、いわゆる暴力等のところには虐待も考えております、想定をしております。したがって、そういうことからすれば4名を想定しているわけですが、社会体育、スポーツ関係者、いわゆる子どもたちの特に小学校あたりは、社会体育で約40%から50%の子どもたちがスポーツ活動あたりに従事しておりますので、そこでもいじめ問題等も発生するのではないかというふうなことを考えておりますので、そういう方の代表の方とっております。

それから、看護師経験者ですね。これも、やはり市内に看護部長さんのようなものは医療関係がありますので、そういったものの方。いわゆる暴力等、虐待で体をチェックしたりするときは、女性の方もいらっしゃるほうがいいのではないかというふうなことで思っていますので、女性の代表ということで考えております。

それから、民生児童委員の代表の方を思っております。

それから、学校の保護者の代表ということで考えておりますので、PTAの現職じゃなくてOBの方が、子育てを経験された方がいいのではないかというようなことで、その4名を考えているところであります。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

この件に関しては、先週の議案質疑でそういう議案の質疑がされたわけですが、これは8月28日の佐賀新聞ですけれども、多久市と嬉野市が、県内で初めていじめ対策チームを設置ということで、これはもう新聞報道で既にあります。先ほどの課長の説明では、外部の委員会を設けるには条例設置が必要だと。これはもう既にわかっていたことでありまして、

しかも多久市の場合は、もうこのときに条例の制定のことは記事に掲載をされています。この辺の経緯について、詳しく説明をしていただきたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをしたいと思います。一応、途中の起案、申し入れでございましたので、設置条例じゃなくて設置要綱で最初行きたいというふうに思っておりました。そして、新年度からのときに条例化して、しかも常設の——この前、神近議員あたりから御指摘があった、いわゆる相談室あたりの常設も含めて考えていきたいというふうに思っておりましたので、いわゆる開設をする要綱だけを検討していたところでございます。したがって、条例については全く考えていなかったという意味ではございません。そういった意味で、年度途中であったということで、やはり新規のもので持っていったほうがいいんじゃないかというふうなことで考えていたということでございました。

したがって、この前の議会のほうからの御指摘あたりを受けて再度検討いたしまして、きょう追加提案をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

今の教育長の話は、何か弁明みたいな感じにしか受け取れません。途中で要綱を設置すると。改めて新年度で条例を設定したいと思っていたということですが、これはもうあくまで結果的な言い訳にしか聞こえません。要するに、先ほど課長から説明があったように、外部に委員会を設置するためには条例を設置しなければならないというふうな説明を受けましたので、そこまでの上位法を私も確認しておりませんが、その点、要綱をつくってそのままよしと思われたのかですね。これは、例えば上位法を見た場合、しかも多久市の場合があるわけですから、その点、多久市あたりの教育委員会等と協議をされて、対応をされた経緯があるのか、その点。

それと、私の聞き間違いかわかりませんが、先ほどの全協で、議運の委員長は、報酬を支払うためには条例設置が必要だというような説明をちょっと私聞いたような感じがします。その点、この条例の中には、報酬に関する規定が何も記されていないというのが私もちょっと理解できませんが、その点、説明をお願いします。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

多久市には、新聞に載ってからすぐ多久市教育委員会のほうにお聞きをしております。そのとき、多久市は検討した結果条例制定をしたということでございましたので、教育長とも相談して、教育長が今答弁したとおり新年度からでもいいというような判断で今回9月では条例化はしていないところでございます。

あと報酬の件ですけれども、報酬の件につきましては、嬉野市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の中でこの条文をうたっておりますので、この分で執行をしていきたいというように考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

いや、私は報酬についてはその条例によるという条項がここに必要なかったかと、そういう問いかけですけれども。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えします。

地方自治法の中では、この報酬につきましては条例で定めるものということでございますので、上位法についてはそういったことで地方自治法の中で条例化が明文されております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで、議案第66号の質疑を終了します。

日程第3．討論・採決を行います。

議案第44号 嬉野市空き家等の適正管理に関する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。賛成の方は賛成を、反対の方は反対投票をしてください。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

賛成全員であります。したがって、議案第44号 嬉野市空き家等の適正管理に関する条例については可決されました。

次に、議案第45号 嬉野市合併振興基金条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。賛成の方は賛成を、反対の方は反対投票をしてください。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

賛成多数であります。したがって、議案第45号 嬉野市合併振興基金条例については可決されました。

次に、議案第46号 嬉野市景観条例について討論を行います。討論ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）

反対討論ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）神近議員。

### ○13番（神近勝彦君）

それでは、議案第46号 嬉野市景観条例についての議案に対しての反対討論を行いたいと思います。

私も、この嬉野市景観条例の設置につきましては必要であろうというふうな認識は持っておりますが、先般の質疑の折にさまざまな質問をしましてまいりました。その結果、今回の景観条例に伴う景観計画、このことにつきましては、かなり問題があるのではないかと思います。反対をさせていただきます。そのことにつきまして、今から4項目ほど述べますので、よろしく願いいたします。

まず1つ目、景観計画を定めるに当たり、景観法第9条、策定の手続きに「あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とございます。担当課は、質疑におきまして、市が設置しました嬉野市景観計画策定審議会がこれに当たるとの答弁ではございましたが、公聴会の意味並びに意義を介することにすると、市が設置をしました審議会は計画を策定するためのものであり、公聴会には当たらないと思います。よって、景観法第9条の策定の手続は完了しておらず、景観計画は再度検討する必要が

あると考えます。

2点目、前回提案された折、私は個人の財産を規制する条例であるため、市民への十分な説明が必要であると提案したにもかかわらず、おおよそこの2年と3カ月間に行われた説明会は、平成23年11月とことしの3月に嬉野1会場、塩田1会場で6回、そして、参加人数の合計は、市職員を除いて96名でございました。この内容では、市民に対して十分な説明が行われたとは言えないのではないのでしょうか。日本国憲法第29条第1項には、「財産権は、これを侵してはならない。」。また、第2項に「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」とございます。この第2項を適用するためには、市民に条例の中身を理解してもらわなければならない。そのためには、市は各地区に出向いて説明会を開催する必要があると私は思います。

3点目、執行部は、景観計画の規制内容について届け出のみを強調されておられますが、条例において、またこの景観計画において、届け出の必要がない小さな項目にも規制がござります。この条例の趣旨は、市民への景観保全に対する意識づけと言いながら、結果的には市民の財産を規制する内容であるということを担当課も認めております。また、届け出対象以外の項目を、市民が景観条例並びに景観計画を周知せず新たに取りかえ等を行った場合の対応が明確化されておられません。このことによって今後、市民が混乱を起こすということが考えられます。

4点目、景観保全のために市民の財産を規制するのであれば、市全域の対象ではなく、最初は一部の地域に限定し、市民の景観に関する理解と協力を得ながら対象地域を拡大していかなければならないというふうに私は思います。よって、4項目の問題点を私は提起をし、反対をさせていただきます。

#### ○副議長（田口好秋君）

次に、賛成の方の討論はありませんか。山口要議員。

#### ○17番（山口 要君）

それでは、議案第46号 嬉野市景観条例についての賛成の立場から討論を行いたいと思います。

このような討論においては、反対、賛成の順に討論を行うという中で、反対者が申されたその言葉尻を捉えて論破していくことも可能ではありますが、今回においてはそのようなこそくな手段をとらず、王道の中で論陣を張って、議員の皆さん方の賛同を、理解を得ていきたいというふうに思っているところであります。

さて、我が国においては高度成長期以降、全国どこへ行っても地域全体の調和、美観、伝統を軽視した建築物、あるいは構造物、そのようなものが次々に建てられていって、町並みや自然景観から調和や地域ごとの特色が失われてきたということは、皆様方周知のとおりであります。良好な景観や環境を求めることよりも、経済性というものが優先をされ、建築基

準法や都市計画に違反しない限り、どのような形態の建築物でも建てることのできる、いわゆる建築自由の国として外国からやゆされるところになりました。その結果、無秩序でみすぼらしいといわれる今日の状況になってしまったのではないのでしょうか。

そこで、国においては2005年、平成17年6月1日に景観法が全面施行され、本年ではや7年の歳月が経過をいたしました。その間、景観行政を実施する景観行政団体は、本県の6市を加えて全国で557団体に達しております。また、景観計画の策定においても326団体と、近年大幅な増加の一途をたどっている状況でもあります。こうした条例や計画を制定した先進地の事例におきましては、地域のブランドイメージが高まり、観光客や居住の希望者がふえているという効果も生まれているといわれております。本市においても、塩田津の伝統的構造物群保存地区を携え、さらには観光立市を標榜する中で、条例をもとにした一体的な町並み整備が不可欠なことは言うまでもありません。

このようなことを踏まえて、観光協会からも陳情が出ておりましたけれども、本市の緑豊かな自然景観や歴史的町並み景観を、嬉野市市民の共有財産として守り、育て、地域の魅力や個性の創出を図りながら、すばらしい、嬉野らしい良好な景観を将来へ引き継いでいくことは私たちの使命でもあり、そのためにも景観条例の制定が必要と考えているところであります。

時は得難くして失い易しと言われますが、前回において、提案に関しましては残念ながら否決という結果に至りました。今回、またもや否決という結果に相なれば、嬉野市の景観が未来永劫、無秩序な形で進んでいき、子孫に禍根を残すという危機感を抱くのは私一人でしょうか。さらには今回の採決の結果が、嬉野市にとって嬉野市の将来を左右すると言っても過言ではありません。中国の言葉に「百尺竿頭一步を進む」という言葉もあります。今まで順調に推移をしてきた嬉野市が、今後良好な環境の中で今以上に発展を維持していくためにも、今回の景観条例というものの制定が必要と考えているところであります。

このような私の考えを理解していただき、議員の皆様方の賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

#### ○副議長（田口好秋君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

賛成多数であります。したがって、議案第46号 嬉野市景観条例については可決されました。

次に、議案第47号 嬉野市行財政調査委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なし認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れなしと認めます。

賛成全員であります。したがって、議案第47号 嬉野市行財政調査委員会条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第48号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れなしと認めます。

賛成全員であります。したがって、議案第48号 嬉野市税条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第49号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

賛成全員であります。したがって、議案第49号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第50号 建設工事請負契約の締結について、討論を行います。討論ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成全員であります。したがって、議案第50号 建設工事請負契約の締結については可決されました。

次に、議案第51号 建設工事請負変更契約の締結について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

賛成全員であります。したがって、議案第51号 建設工事請負契約変更の締結については可決されました。

次に、議案第66号 嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

賛成多数であります。したがって、議案第66号 嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例については可決されました。

次に、議案第52号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算第4号について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。（発言する者あ

り)今から。もう締め切りましたよ。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

○副議長(田口好秋君)

再開します。

それでは、議案第52号について投票を求めます。賛成の方は賛成、反対の方は反対。投票漏れのないようにお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票漏れはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成多数であります。したがって、議案第52号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算(第4号)については可決されました。

次に、議案第53号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。賛成、反対、よろしく。

〔押しボタン式投票〕

賛成全員であります。したがって、議案第53号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については可決されました。

次に、議案第54号 平成24年度嬉野市水道事業会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

賛成全員であります。したがって、議案第54号 平成24年度嬉野市水道事業会計補正予算(第1号)については可決されました。

次に、議案第64号 建設工事請負変更契約の締結について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

賛成全員であります。したがって、議案第64号 建設工事請負変更契約の締結については可決されました。

次に、議案第65号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

賛成全員であります。したがって、議案第65号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。皆さん御苦労さまでございました。

午前10時44分 散会